

収入に関する証明書類の提出一覧

収入状態		必要書類
①給与を受けている	平成31年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	源泉徴収票のコピー（勤務先から令和2年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2か所以上から給与を得ている者（注1）参照 ※海外勤務者（③）参照
	平成31年1月2日以降に就職・転職あり	年収見込証明書（新勤務先発行）あるいは新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票は受付できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※（注2）参照
②商店・農業等を営んでおり確定申告をしている	平成31年1月1日以前から同じ業務形態	税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピーあるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー（令和2年2月～3月に申告したもの）（注3）参照 ※確定申告書（控）に税務署の受付印が無い場合の取扱い（注4）参照 ※電子申告をした場合の取扱い（注5）参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて（注6）参照
	平成31年1月2日以降に開業・廃業等あり	直近3か月以上の帳簿等のコピー ※（注2）参照 ※確定申告書は受付できません。
③海外勤務のために源泉徴収票や確定申告書（控）が提出できない場合		会社の給与支払明細書（平成31年1月～12月分）もしくは昨年1年間の年収証明書（勤務先から証明を受けてください。様式自由） ※証明書の余白に「海外勤務」と記入してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。
④傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書のコピー （全国健康保険協会等より交付）
⑤雇用保険基本手当（失業給付）を受給中		雇用保険受給資格者証のコピー （ハローワークより交付）
⑥年金を受給中 （※遺族年金を含む）		年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー （日本年金機構等より交付）
⑦生活保護を受給中		生活保護決定（変更）通知書のコピー （住所地の市区町村福祉事務所より交付） ※（注7）参照
⑧祖父母（または親戚等）からの援助金や離婚後養育費		援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）（注8）
⑨各種手当（児童扶養手当、児童手当など）		通知書のコピー（住所地の市区町村より交付）
⑩収入が無く、預・貯金を切り崩して生活（父母ともに無職・無収入の場合）		生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分）のコピー及び収入に関する事情書（書式はホームページよりダウンロードください） 及び所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）
⑪平成30年1月1日以前から申込時点まで収入が無い（専業主婦・夫等）		所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）
⑫平成30年1月2日以降に退職し、その後無職・無収入（父母いずれか一方がこの状態になった場合）		収入に関する事情書（書式はホームページよりダウンロードください）
⑬申込者本人が施設在籍者		施設在籍証明書（施設長より交付）
⑭里親による養育を受けている		児童（里親）委託証明書 （児童相談所より交付）
（注1）同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書（第一表・第二表）あるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピーを提出してください。		
（注2）平成31年1月2日以降に家計の状況に変更（就職・転職等）があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書（控）では申込日現在の状況を証明できません。		
（注3）「市民税・県民税申告書（控）」は確定申告書（控）と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は証明書類として認められません。		
（注4）確定申告書（控）に税務署の受付印が無い場合は、確定申告書（控）に、市区町村発行の所得証明書または課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）のいずれかを添付し、2点を提出してください。		
（注5）確定申告を電子申告（e-Tax）により行った場合は、税務所受付印が確認できないため、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付してください。		
（注6）「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書（控）を提出してください。		
（注7）生活保護適用証明書（金額の記載のないもの）は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。		
（注8）他に収入がなく援助のみで生活している場合は、必要書類に加えて、所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー、及び収入に関する事情書（書式はホームページよりダウンロードください）を提出してください。		